三　取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この項及び別表第一において同じ。）及び名を当該取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四　会計参与設置会社にあっては、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

五　会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六　別紙様式第三号により作成した株主又は社員の名簿

七　企業価値担保権に関する信託業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があったことを証する書面

八　企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面

九　その他法第三十五条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（免許の審査）

**第七条**　内閣総理大臣は、法第三十二条の免許の申請に係る法第三十五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　法第三十六条の資本金の額又は出資の総額が千万円以上であること。

二　経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者が確保されていること。

ロ　経営者が、その経歴及び能力等に照らして、企業価値担保権に関する信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ハ　第十一条において準用する信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第四十条第一項各号のいずれにも適合すること。

三　企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営む場合にあっては、法第三十五条第一項第四号に該当するか否かを判断するにあたって、第九条第三項各号に掲げる基準に適合すると認められること。

（届出の手続）

**第八条**　企業価値担保権信託会社は、法第三十八条の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

２　企業価値担保権専業信託会社（法第四十四条第五項に規定する企業価値担保権専業信託会社をいう。以下同じ。）以外の企業価値担保権信託会社は、法第三十四条第一項各号に掲げる事項に係る変更について、銀行法その他の法律の規定に基づく行政官庁の認可その他の処分を受け、又は行政官庁への届出を行ったとき（認可その他の処分を受け、又は届出をすることを要しないときを含む。）は、法第三十八条の規定による届出をしたものとみなす。

## 第二章　業務

（兼業の承認の申請）

**第九条**　企業価値担保権信託会社（法第三十九条第一項各号に定める業務又は同項に規定する政令で定める業務を営む企業価値担保権信託会社を除く。第四項において同じ。）は、同条第二項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一　兼業業務（法第三十九条第一項の規定により営む業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）の種類

二　兼業業務の開始予定年月日

２　法第三十九条第三項に規定する営む業務の内容及び方法を記載した書類は、兼業業務が企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

３　金融庁長官等は、第一項の承認の申請があったときは、兼業業務が次に掲げるところにより営まれることが見込まれ、企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。

一　兼業業務（貸付債権に関する業務を除く。）を行う部門と企業価値担保権に関する信託業務を営む部門が明確に分離されていること。

二　兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること。

三　兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること。

四　兼業業務の運営に関する内部監査及び内部検査の体制が整備されていること。

４　企業価値担保権信託会社は、法第三十九条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一　兼業業務の内容又は方法の変更の内容

二　変更予定年月日

５　前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　変更後の兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面

三　兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面の新旧対照表

６　金融庁長官等は、第四項の承認の申請があったときは、変更後の兼業業務が第三項各号に掲げるところにより営まれることが見込まれ、企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。

（令第四条に規定するその他内閣府令で定める業務）

**第十条**　事業性融資の推進等に関する法律施行令（第二十八条第一項において「令」という。）第四条に規定する内閣府令で定める業務は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条に規定する労働金庫の業務とする。

（信託業法施行規則の準用）

**第十一条**　信託業法施行規則第二十九条、第二十九条の二、第三十条（第二号を除く。）、第三十条の六、第三十二条、第三十四条（第一項第三号から第六号まで、第四項第三号及び第四号並びに第八項を除く。）、第三十五条、第三十九条（第三項から第五項まで及び第六項第二号を除く。）、第四十条（第二項第三号、第三項、第八項及び第十項から第十四項までを除く。）、第四十一条（第二項ただし書、第三号及び第六号から第八号まで、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第五号まで及び第七号から第十号までを除く。）及び第四十一条の八の規定は、法第四十条第一項に規定する企業価値担保権信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合について準用する。この場合において、同令第二十九条中「法第二十二条第三項第三号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十条第一項において準用する法（以下「準